

公募型見積合わせの執行について

令和8年3月3日

大阪市旭区長 福岡 弘高

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1 見積合わせに付する事項	
(1) 案件番号	防080303-1
(2) 案件名称	100型粉末消火器及び10型消火器収集運搬処理業務委託(旭区役所)
(3) 案件概要	別紙仕様書のとおり
(4) 履行期限	令和8年3月30日(月)
(5) 履行場所	別紙仕様書のとおり
2 日程	
(1) 見積書提出期間	令和8年3月3日(火)～令和8年3月11日(水) 午後5時30分まで
(2) 参加資格審査資料等提出期間	次の書類を2(1)の期間内に提出すること。 【提出書類】 ・3(5)に定める参加資格について、いずれかの許可あるいは認定を受けていることを証する書類の写し
(3) 当該案件に関する質問期間及び質問方法	令和8年3月3日(火)～令和8年3月5日(木) 午後5時30分まで メールにより次のアドレスあて送信すること(質問期間内に必着)。 【質問専用メールアドレス】asahiku-mitumori@city.osaka.lg.jp ・メールの件名には、【案件番号】及び案件名称を下記のとおり記載すること。 例)【案件番号:総060401】〇〇ほか▲点買入(旭区役所) ・質問内容は、原則としてメール本文に直接記載すること(同等品申請等のため画像やPDFデータを添付することは可能)。 ・メール送信後、旭区役所 総務課(電話:06-6957-9625)あて着信を電話により確認すること。
(4) 質問に対する回答	質問の回答は、令和8年3月9日(月)にホームページ上に回答する。
(5) 契約相手方通知日	令和8年3月12日(木)までに電話にて回答する。
(6) 【契約相手方のみ】 契約手続書類持参・郵送期限	【2(5)契約相手方通知日】の翌々開庁日午後5時30分までに以下のとおり作成した書類を【5 事業担当】あて提出すること。 契約締結書類【原本を提出】 見積書(または契約書)に記名押印のうえ、仕様書及び質問回答書(質問がある場合)を綴じ、全頁の見開きの綴じ目に契印すること(袋とじのうえ契印可)。 ※収入印紙が必要な場合は、貼付のうえ消印すること。 誓約書【電子ファイルでの提出可】 両面印刷のうえ記名すること(契約締結書類には綴じない)。 ただし、上記要件を満たす書類を【2(1)提出期間】内に提出している場合は再度の提出は不要とする。
3 参加資格	
(1)	令和7年度大阪市入札参加有資格者名簿に「59:消防・防災用品」または「01:建物等各種施設管理-04:消防設備保守点検-01:火災報知機・消火設備・避難用設備等」で登録していること。
(2)	見積書提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
(3)	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
(4)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集運搬業および同条第6項に規定する産業廃棄物の処理業の許可を都道府県知事より受けている者、または同法第15条の4の3に規定する産業廃棄物の広域的処理にかかる認定を環境大臣より受けている者であること。

4 見積書提出方法等	
(1) 提出書類	事業請負見積書・内訳書 ※内訳書について、様式は問わない
(2) 提出書類の交付場所	事業請負見積書については、ホームページにて配布
(3) 提出場所	【5 事業担当】に同じ
(4) 提出方法	<p>記入要領に従い作成した見積書を、持参、郵送又はメール^(※)により提出すること。【2 (1) 提出期間】内に必着)</p> <p>※メールによる提出の場合は、見積書の写しを PDF データにより提出すること。</p> <p>なお、「件名」欄には【案件番号】及び案件名称を下記のとおり記載すること。</p> <p>例)【案件番号：総040401】〇〇ほか▲点買入(旭区役所)</p> <p>※メールによる提出が困難な場合は、FAX による提出も可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メール又は FAX による提出の場合は、送信後に着信を電話により【5 事業担当】に確認すること。 ・併せて見積書の内訳を提出すること(様式・提出方法は問わない)。
5 事業担当	
旭区役所 防災安全課	<p>大阪市旭区大宮1-1-17 旭区役所1階(担当：西畑)</p> <p>電話 06-6957-9007</p> <p>FAX 06-6952-3248</p> <p>メール tp0012@city.osaka.lg.jp</p>
6 契約条項を示す場所	
旭区役所 総務課	<p>大阪市旭区大宮1-1-17 旭区役所3階</p> <p>電話 06-6957-9625</p>
7 その他事項	
<p>(1) 申請書類及び契約書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2) 大阪市契約規則第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。</p> <p>(3) 見積書提出後決定までに、参加者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。</p> <p>(4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。</p> <p>(5) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出しない場合は、契約の締結を行わないものとする。</p> <p>(6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。</p> <p>(7) 提出した見積書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができないが、見積書提出期限内に見積書錯誤無効届を提出し、本市が錯誤無効と認めた見積書については無効とすることができる。</p> <p>(8) 4(1)に定める事業請負見積書の見積金額欄には、契約しようとする金額(【税抜】の合計金額と、取引にかかる消費税及び地方消費税の額を合計した額)に110分の100を乗じた額を記載すること。</p> <p>※ 小数点未満の端数が生じる場合は、見積金額に100分の10を乗じた額が契約しようとする金額となるよう四捨五入すること。</p>	